

議案第3号

取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の一部が改正され、引用する条項の移動が生じるとともに、一部の字句を修正するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例

取手市個人情報保護条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収集の制限)</p> <p>第6条 実施機関の長は、個人情報を収集するときは、<u>個人情報を取り扱う</u>事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第7条 実施機関の長は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報を<u>取り扱う</u>権限を有する組織の名称</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(利用中止請求権)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 何人も、実施機関の長が保有するもので自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第6条 実施機関の長は、個人情報を収集するときは、<u>個人情報を取扱う</u>事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第7条 実施機関の長は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報を<u>取扱う</u>権限を有する組織の名称</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(利用中止請求権)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 何人も、実施機関の長が保有するもので自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p>

<p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関の長により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第 11 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の中止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関の長により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第 11 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の中止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 24 条第 2 項第 1 号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第4号

取手市行政不服審査法施行条例について

取手市行政不服審査法施行条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、より公正な手続により権利利益の救済を図るため、第三者機関として行政不服審査会を設置するとともに、審理過程における提出資料の交付を受ける際の費用について手数料として定める等、当該改正に対応して所要の整備を行うため、本条例を制定するものです。

取手市行政不服審査法施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 行政不服審査会（第3条～第12条）
- 第3章 手数料（第13条～第16条）
- 第4章 補則（第17条・第18条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「令」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 行政不服審査会

（設置）

第3条 法第81条第1項の規定により、取手市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第4条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する調査審議、答申その他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第5条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(その他運営に関する事項)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

第3章 手数料

(手数料の額)

第13条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、別表に定める額とする。

(手数料の徴収)

第14条 手数料は、法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付についての申請の際又は当該申請に係る書類等の交付の際、これを徴収する。

2 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が特に適当と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第15条 審理員（審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁）及び審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

(送付による交付に係る費用の徴収)

第16条 令第14条第1項（令第23条の規定により準用する場合を含む。）の規定により、送付による交付を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該送付に要する費用を納付しなければならない。

第4章 補則

(弁明書に添付する書面)

第17条 処分庁は、次に掲げる書面を保有するときは、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書に当該書面を添付するものとする。

(1) 取手市行政手続条例（平成10年条例第3号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 取手市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

区 分	手数料の額
用紙に白黒で複写し，又は出力したものの交付	1枚につき10円
用紙にカラーで複写し，又は出力したものの交付	1枚につき40円

備考

- （1）日本工業規格A列3番（以下「A3版」という。）の寸法を超える用紙については，A3版の寸法の用紙を用いたときの枚数に換算して額を算定する。
- （2）両面に複写され，又は出力された用紙については，片面を1枚として額を算定する。

議案第 5 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

行政不服審査法の全部が改正され、行政庁の処分等に対する不服申立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図ることを目的として、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等が行われることに伴い、関係する条例の規定を一括して整備するものです。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(取手市行政手続条例の一部改正)

第1条 取手市行政手続条例(平成10年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続において法令に基づいてされる行政指導</p> <p>(11) (略)</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する<u>者であった者</u></p> <p>(5)及び(6) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 審査請求,<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決,<u>決定</u>その他の処分の手続において法令に基づいてされる行政指導</p> <p>(11) (略)</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する<u>者であったことのある者</u></p> <p>(5)及び(6) (略)</p>

(取手市情報公開条例の一部改正)

第2条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第12条 (略)</p>	<p>第12条 (略)</p>

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 12 条の 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 13 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、取手市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を開示することとする場合(当該情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(諮問をした旨の通知)

第 14 条 前条の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る情報の開示に

(審査会への諮問)

第 13 条 開示決定等について、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る実施機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、取手市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 15 条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第 14 条 前条の規定により諮問をした実施機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等

<p>ついて反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第 15 条 第 11 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示の決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る情報の全部を開示する旨の決定を除く。）</u>を変更し、当該<u>審査請求に係る情報</u>を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第 15 条 第 11 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決<u>又は決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示の決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決<u>又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る開示決定等</u>を変更し、当該<u>開示決定等</u>に係る情報を開示する旨の裁決<u>又は決定</u>（第三者である参加人が当該情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
--	---

（取手市個人情報保護条例の一部改正）

第 3 条 取手市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第 19 条 実施機関の長は、開示請求に係る個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第 23 条までにおいて同じ。）に開示請求者以外の者（以下<u>この条、第 28 条及び第 29 条</u>において「<u>第三者</u>」という。）の個人情報又は当該実施機関以外の者との間における協議、協力等により作成し、若しくは入手した個人情報が含まれてい</p>	<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第 19 条 実施機関の長は、開示請求に係る個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第 23 条までにおいて同じ。）に開示請求者以外の者（以下「<u>第三者</u>」という。）の個人情報又は当該実施機関以外の者との間における協議、協力等により作成し、若しくは入手した個人情報が含まれてい</p>

るときは、開示決定等をするに当たって、第三者又は当該実施機関以外の者に当該個人情報に関する事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 (略)

第26条 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第26条の2 開示決定等、訂正の決定等、利用中止の決定等又は開示請求、訂正の請求若しくは利用中止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第27条 開示決定等、訂正の決定等、利用中止の決定等又は開示請求、訂正の請求若しくは利用中止の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、取手市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

て、第三者又は当該実施機関以外の者に当該個人情報に関する事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 (略)

第26条 (略)

(審査会への諮問)

第27条 開示決定等並びに訂正及び利用中止の決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る実施機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、取手市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等並びに訂正及び利用中止の決定等(当該請求に係る個人情報の全部を開示、訂正又は利用中止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示、訂正又は利用中止をするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されてい

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用中止をすることとする場合

(諮問をした旨の通知)

第 28 条 前条の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用中止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第 29 条 第 19 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

るときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第 28 条 前条の規定により諮問をした実施機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示、訂正及び利用中止請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第 29 条 第 19 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部会)</p> <p>第7条 審査会は、会長が指名する委員3人以上をもって構成する部会に、<u>審査請求</u>に係る事件について審議させることができる。</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会(前条の規定により設置される部会を含む。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、<u>諮問をした審査庁</u>(以下「<u>諮問庁</u>」という。)に対し、当該諮問に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 <u>諮問庁</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを<u>拒んでは</u><u>ならない</u>。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問庁</u>に対し、当該諮問に係る情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、<u>参加人</u>(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は<u>諮問庁</u>(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)</p>	<p>(部会)</p> <p>第7条 審査会は、会長が指名する委員3人以上をもって構成する部会に、<u>不服申立て</u>に係る事件について審議させることができる。</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会(前条の規定により設置される部会を含む。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、<u>諮問をした実施機関</u>(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)の<u>長</u>に対し、当該諮問に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 <u>諮問実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを<u>拒むことができない</u>。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、当該諮問に係る情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、<u>参加人</u>又は<u>諮問実施機関</u>(以下「<u>不服申立人等</u>」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳</u></p>

に意見書又は資料の提出を求めること、
適当と認める者にその知っている事実
を陳述させ又は鑑定を求めることその
他必要な調査をすることができる。

(審査請求人等の権利)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立
てがあったときは、当該審査請求人等に
口頭で意見を述べる機会を与えなけれ
ばならない。ただし、審査会が、その必
要がないと認めるときは、この限りでな
い。

2 前項本文の場合において、審査請求人
又は参加人は、審査会の許可を得て、補
佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見
書又は資料を提出することができる。た
だし、審査会が意見書又は資料を提出す
べき相当の期間を定めたときは、その期
間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、前条第3項若しくは第4項
又は前項の規定による意見書又は資料
の提出があったときは、当該意見書又は
資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁
氣的方式その他の知覚によっては認
識することができない方式で作られる
記録であって、電子計算機による情報処
理の用に供されるものをいう。以下同
じ。)にあっては、当該電磁的記録に記
録された事項を記載した書面)を当該意
見書又は資料を提出した審査請求人等
以外の審査請求人等に送付するものと
する。ただし、第三者の利益を害するお
それがあると認められるとき、その他正
当な理由があるときは、この限りでな
い。

5 審査請求人等は、審査会に対し、審査
会に提出された意見書又は資料の閲覧

述させ又は鑑定を求めることその他必
要な調査をすることができる。

(不服申立人等の権利)

第9条 審査会は、不服申立人等から申立
てがあったときは、当該不服申立人等に
口頭で意見を述べる機会を与えなけれ
ばならない。ただし、審査会が、その必
要がないと認めるときは、この限りでな
い。

2 前項本文の場合において、不服申立人
又は参加人は、審査会の許可を得て、補
佐人とともに出頭することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見
書又は資料を提出することができる。た
だし、審査会が意見書又は資料を提出す
べき相当の期間を定めたときは、その期
間内にこれを提出しなければならない。

4 不服申立人等は、審査会に対し、審査
会に提出された意見書又は資料の閲覧

<p>(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。</p> <p>この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p><u>6 審査会は、第4項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>7 審査会は、第5項の規定による閲覧について日時及び場所を指定することができる。</u></p>	<p>を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p><u>5 審査会は、前項の規定による閲覧について日時及び場所を指定することができる。</u></p>
---	--

(取手市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 取手市固定資産評価審査委員会条例(昭和30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員長)</p> <p>第2条 委員会に委員長を<u>置く</u>。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に<u>書記4人を置く</u>。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、<u>次に掲げる事項</u>を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住</p>	<p>(委員長)</p> <p>第2条 委員会に委員長を<u>おく</u>。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に<u>書記1人をおく</u>。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、<u>次の各号に掲げる事項</u>を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住</p>

所又は居所

(2) 審査の申出に係る処分の内容

(3)から(5)まで (略)

3 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4 及び 5 (略)

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(書面審理)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

4 (略)

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

所

(2)から(4)まで (略)

3 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4 及び 5 (略)

(書面審理)

第6条 (略)

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 (略)

<p>(決定書の作成)</p> <p>第 11 条 委員会は、<u>審査の決定</u>をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書</u>を作成しなければならない。</p> <p>(1) <u>主文</u></p> <p>(2) <u>事案の概要</u></p> <p>(3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p>(4) <u>理由</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(決定書の作成)</p> <p>第 11 条 委員会は<u>審査の決定</u>をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 6 条 取手市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 20 条の 3 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1 項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 から 8 まで (略)</p>	<p>第 20 条の 3 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条又は第 45 条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5 から 8 まで (略)</p>

(取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 7 条 取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(公平委員会の報告事項)</p> <p>第 5 条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(公平委員会の報告事項)</p> <p>第 5 条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>(3) (略)</p>

(取手市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第 8 条 取手市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和 47 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(賦課徴収に対する<u>審査請求</u>)</p> <p>第 6 条 <u>前条</u>の規定による金銭、夫役又は現品の賦課を受けた者が、その賦課又は徴収に異議があるときは、その賦課を受けた日から <u>3 か月</u>以内に市長に対して<u>審査請求をする</u>ことができる。</p> <p>2 前項の規定による<u>審査請求があったときは</u>、市長は、<u>当該審査請求がされた日から 30 日以内</u>にこれを裁決して<u>なければならない</u>。</p>	<p style="text-align: center;">(賦課徴収に対する<u>異議の申立て</u>)</p> <p>第 6 条 <u>第 5 条</u>の規定による金銭、夫役又は現品の賦課を受けた者が、その賦課又は徴収に異議があるときは、その賦課を受けた日から <u>30 日</u>以内に市長に対して<u>異議を申し立てる</u>ことができる。</p> <p>2 前項の規定による<u>異議の申し立てを受けたときは</u>、市長は、<u>その申立てを受理した日から 30 日以内</u>にこれを<u>決定しなければならない</u>。</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請若しくは請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、この付則に特別の定め

がある場合を除き，なお従前の例による。

- 3 第5条の規定による改正後の取手市固定資産評価審査委員会条例の規定は，平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し，平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については，なお従前の例による。
- 4 第7条の規定による改正後の取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は，同条例第4条の規定による平成28年度以降の業務の状況の報告について適用し，平成27年度に係る業務の状況の報告については，なお従前の例による。
- 5 不服申立てに対する行政庁の裁決，決定その他の行為の取消しの訴えであって，この条例の施行前に提起されたものについては，なお従前の例による。

議案第6号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、給料表の等級別の分類の基準となる等級別基準職務表を条例に規定するとともに、勤務成績を人事評価に置き換える等の文言の整理を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するものです。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</p> <p><u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第4条 職員の職務はその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条第1項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基礎となるべき職務の内容は、<u>別表に規定する等級別基準職務表のとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務の内容とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものにあつては、それぞれ同表に掲げる職務の級に分類されるものとみなす。</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 職員の職務の級は、<u>等級別基準職務表のほか、市規則で定める基準に従い</u>決定する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の<u>人事評価</u>に応じて、行うものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</p> <p><u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第4条 職員の職務はその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条第1項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基礎となるべき職務の内容は、<u>市規則で定める。</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 職員の職務の級は、市規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の<u>勤務成績</u>に応じて、行うものとする。</p> <p>5 (略)</p>

6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の人事評価が特に優秀である場合又は優秀である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 から 10 まで (略)

(勤勉手当)

第 21 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び付則第 18 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 カ月以内の期間におけるその者の人事評価に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 カ月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 から 5 まで (略)

6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に優秀である場合又は優秀である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 から 10 まで (略)

(勤勉手当)

第 21 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び付則第 18 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 カ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 カ月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 から 5 まで (略)

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 を別表第 2 とし、付則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 4 条関係) 等級別基準職務表

1 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1 級	1 主事の職務 2 主事補の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事の職務
3 級	1 係長の職務 2 主幹の職務

4 級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を行う係長の職務 3 主査の職務
5 級	1 課長の職務 2 副参事の職務
6 級	1 次長の職務 2 参事補の職務
7 級	1 部長の職務 2 参事の職務

2 消防職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1 級	消防士の職務
2 級	1 消防副士長の職務 2 高度の知識を有する消防士の職務
3 級	消防士長の職務
4 級	1 消防司令の職務 2 消防司令補の職務 3 困難な業務を行う消防士長の職務
5 級	消防司令長の職務
6 級	困難な業務を行う消防司令長の職務
7 級	消防監の職務

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 6	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 6

条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を一般職の職員として任期を定めて採用すること及び当該職員の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与に関する特例)

第 6 条 (略)

2 任命権者は、前項の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる同項の給料表の号給に応じ、当該各号に定める場合とする。

(1) 1 号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

(2) 2 号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合

(3) 3 号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(4) 4 号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(5) 5 号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

(6) 6 号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が

条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項の規定に基づき、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を一般職の職員として任期を定めて採用すること及び当該職員の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与に関する特例)

第 6 条 (略)

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則に定める基準に従い決定する。

<p><u>その知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合</u></p> <p>(7) <u>7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
---	--------------

(取手市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第3条 取手市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任期の更新)</p> <p>第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における<u>人事評価</u>が良好である場合に行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(任期の更新)</p> <p>第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における<u>勤務実績</u>が良好である場合に行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 取手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除</p>

く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)から(5)まで (略) (6) 職員の研修及び <u>人事評価</u> の状況 (7)及び(8) (略)	く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)から(5)まで (略) (6) 職員の研修及び <u>勤務成績の評定</u> の状況 (7)及び(8) (略)
--	---

(取手市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 取手市職員の旅費に関する条例(昭和32年条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第24条第5項</u> 及び取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)第12条の5の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。	(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第24条第6項</u> 及び取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)第12条の5の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



取市発第 4 7 4 号
平成 2 8 年 2 月 2 9 日

取手市議会議長
佐藤 清 殿

取手市長 藤井 信 吾



議案の一部訂正について

取市発第 4 6 0 号（平成 2 8 年 2 月 2 3 日付け）をもって送付した「議案第 6 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」の一部に誤記箇所がありましたので、下記のとおり訂正をしていただくようお願い申し上げます。

記

訂正後	訂正前
2 ページ 改正後の欄(訂正箇所のみ) (初任給, 昇格, 昇給等の基準) 第 6 条 (略) 2 及び 3 (略) 4 職員の昇給は, 市規則で定める日に, 同日前 1 年間におけるその者の <u>人事評 価その他の勤務成績</u> に応じて, 行うもの とする。 5 から 10 まで (略)	2 ページ 改正後の欄(訂正箇所のみ) (初任給, 昇格, 昇給等の基準) 第 6 条 (略) 2 及び 3 (略) 4 職員の昇給は, 市規則で定める日に, 同日前 1 年間におけるその者の <u>人事評 価</u> に応じて, 行うものとする。 5 から 10 まで (略)
3 ページ 改正後の欄 (勤勉手当) 第 21 条 勤勉手当は, 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び付則第 18 項第 3 号 においてこれらの日を「基準日」とい	3 ページ 改正後の欄 (勤勉手当) 第 21 条 勤勉手当は, 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び付則第 18 項第 3 号 においてこれらの日を「基準日」とい



う。)にそれぞれ在職する職員に対し、
基準日以前 6 カ月以内の期間における
その者の人事評価その他の勤務成績に
応じて、それぞれ基準日の属する月の市
規則で定める日に支給する。これらの基
準日前 1 カ月以内に退職し、若しくは法
第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4
項の規定により失職し、又は死亡した職
員(市規則で定める職員を除く。)につ
いても同様とする。

2 から 5 まで (略)

う。)にそれぞれ在職する職員に対し、
基準日以前 6 カ月以内の期間における
その者の人事評価に応じて、それぞれ基
準日の属する月の市規則で定める日に
支給する。これらの基準日前 1 カ月以内
に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に
該当して法第 28 条第 4 項の規定により
失職し、又は死亡した職員(市規則で定
める職員を除く。)についても同様とす
る。

2 から 5 まで (略)

職名	職名
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

議案第7号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）等の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の勤勉手当及び特別職の期末手当の見直し等、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に <u>100分の75</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の35</u> を乗じて得た額の総額</p>

3から5まで（略）

付 則

1から20まで（略）

21 付則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

3から5まで（略）

付 則

1から20まで（略）

21 付則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100分の1.125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に 100分の75を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	

11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900

49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		

87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800
94		293,600	341,400		
95		294,000	341,900		
96		294,400	342,300		
97		294,600	342,400		
98		294,900	342,900		
99		295,300	343,300		
100		295,700	343,600		
101		295,900	343,900		
102		296,200	344,300		
103		296,600	344,700		
104		296,900	345,100		
105		297,100	345,600		
106		297,400	346,000		
107		297,800	346,400		
108		298,100	346,800		
109		298,300	347,300		
110		298,700	347,700		
111		299,100	348,000		
112		299,400	348,300		
113		299,500	348,800		
114		299,800			
115		300,100			
116		300,500			
117		300,700			
118		300,900			
119		301,200			
120		301,500			
121		301,900			
122		302,100			
123		302,400			
124		302,700			

	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	361,300
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	363,900
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	366,400
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	369,000
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	371,100
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	373,600
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	375,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	378,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	380,900
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	383,600
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	386,200
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	388,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	391,300
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	393,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	395,800
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	398,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	400,000
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	402,000
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	403,900
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	405,700
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	407,600
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	409,400
23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	411,200	

24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	413,100
25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	414,900
26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	416,400
27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	417,900
28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	419,500
29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	421,100
30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	422,400
31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	423,700
32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	424,900
33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	426,100
34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	427,400
35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	428,700
36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	429,900
37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	431,100
38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	431,900
39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	432,700
40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	433,500
41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	434,100
42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	434,800
43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	435,500
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	436,200
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	437,000
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	437,800
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	438,200
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	438,900
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	439,400
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	439,800
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	440,200
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	440,600
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	441,000
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	441,400
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	441,800
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	442,100
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	442,400
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	442,800
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	443,100
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	443,400
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	443,700

62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000
94	299,400	323,000	349,400	383,000		
95	300,500	324,400	350,900	383,600		
96	301,800	325,700	352,400	384,100		
97	302,900	326,900	353,700	384,500		
98	304,100	328,200	354,900	384,900		
99	305,300	329,500	356,000	385,500		

100	306,500	330,800	357,200	386,000
101	307,700	332,200	358,300	386,400
102	308,700	333,100	359,400	386,900
103	309,800	334,200	360,500	387,500
104	310,800	335,400	361,700	388,000
105	311,600	336,500	362,900	388,300
106	312,200	337,600	363,400	388,700
107	312,800	338,600	364,000	389,200
108	313,500	339,700	364,600	389,500
109	314,000	340,900	365,200	389,800
110	314,500	341,900	365,700	390,300
111	315,000	342,900	366,200	390,800
112	315,600	343,800	366,700	391,300
113	316,400	344,700	367,100	391,600
114	317,100	345,600	367,500	392,100
115	317,800	346,600	368,100	392,600
116	318,500	347,600	368,600	393,100
117	319,100	348,600	369,000	393,400
118	319,900	349,100	369,500	393,900
119	320,600	349,700	370,100	394,400
120	321,400	350,300	370,600	394,900
121	322,000	350,600	370,700	395,300
122	322,300	351,000	371,300	395,800
123	322,800	351,500	371,800	396,200
124	323,300	351,900	372,200	396,700
125	323,600	352,300	372,700	397,100
126		352,700	373,200	
127		353,200	373,700	
128		353,600	374,200	
129		354,000	374,500	
130		354,400	375,000	
131		354,800	375,500	
132		355,200	376,000	
133		355,400	376,300	
134		355,900	376,800	
135		356,300	377,200	
136		356,600	377,600	
137		356,900	377,900	

	138		357,300	378,400				
	139		357,800	378,900				
	140		358,300	379,400				
	141		358,600	379,700				
	142		359,100					
	143		359,600					
	144		360,100					
	145		360,400					
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	355,600

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の</p>

<p>月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に <u>100 分の 80</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 37.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 から 20 まで (略)</p> <p>21 付則第 18 項の規定が適用される間、第 21 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第 18 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100 分の 1.2</u> を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100 分の 80</u> を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 75, 12 月に支給する場合においては 100 分の 85</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 35, 12 月に支給する場合においては 100 分の 40</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 から 20 まで (略)</p> <p>21 付則第 18 項の規定が適用される間、第 21 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第 18 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 1.125, 12 月に支給する場合においては 100 分の 1.275</u> を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 75, 12 月に支給する場合においては 100 分の 85</u> を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
---	--

(取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付 則

<p>1 から 6 まで (略)</p> <p>(平成 28 年 3 月 31 日までの間における 単身赴任手当に関する特例)</p> <p>7 施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの 間における給与条例第 12 条の 9 第 2 項 の規定の適用については、同項中 「30,000 円」とあるのは、「30,000 円を 超えない範囲内で市規則で定める額」と する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>1 から 6 まで (略)</p> <p>(平成 30 年 3 月 31 日までの間における 単身赴任手当に関する特例)</p> <p>7 施行日から平成 30 年 3 月 31 日までの 間における給与条例第 12 条の 9 第 2 項 の規定の適用については、同項中 「30,000 円」とあるのは、「30,000 円を 超えない範囲内で市規則で定める額」と する。</p> <p>8 (略)</p>
---	---

(取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)
第 4 条 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和 32 年
条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長、副市長及び教育長(以下「市 長等」という。)の期末手当の額は、取 手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」とい う。)第 20 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とす る。この場合において、同条第 2 項中 「100 分の 122.5」とあるのは「100 分 の 147.5」と、「100 分の 137.5」とある のは「<u>100 分の 167.5</u>」とし、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員 でその職務の級が 3 級以上であるもの 並びに同表以外の各給料表の適用を受 ける職員で職務の複雑、困難及び責任の 度等を考慮してこれに相当する職員と して当該各給料表につき市規則で定め るもの」とあるのは「規則で定める職員」 と、「職員の職の職制上の段階、職務の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長、副市長及び教育長(以下「市 長等」という。)の期末手当の額は、取 手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」とい う。)第 20 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とす る。この場合において、同条第 2 項中 「100 分の 122.5」とあるのは「100 分 の 147.5」と、「100 分の 137.5」とある のは「<u>100 分の 162.5</u>」とし、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員 でその職務の級が 3 級以上であるもの 並びに同表以外の各給料表の適用を受 ける職員で職務の複雑、困難及び責任の 度等を考慮してこれに相当する職員と して当該各給料表につき市規則で定め るもの」とあるのは「規則で定める職員」 と、「職員の職の職制上の段階、職務の</p>

級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 (略)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する教育長に対し平成 27 年 6 月及び同年 12 月に支給する期末手当の額は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成 27 年条例第 4 号)付則第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、給与条例第 20 条第 2 項及び第 4 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 147.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」と、同条第 4 項中「合計額」とあるのは「合計額に、100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

3 から 10 まで (略)

級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 (略)
- 2 削除

3 から 10 まで (略)

第 5 条 取手市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」とい	(期末手当) 第 4 条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」とい

う。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 150」と, 「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 165」とし, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

付 則

1 及び 2 (略)

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する教育長に対し平成 28 年 6 月及び同年 12 月に支給する期末手当の額は, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず, 給与条例第 20 条第 2 項及び第 4 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 150」と, 「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 165」と, 同条第 4 項中「合計額」とあるのは「合計額に, 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

う。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 147.5」と, 「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」とし, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

付 則

1 及び 2 (略)

3 削除

4 から 10 まで (略)

4 から 10 まで (略)

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>371,000 円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>419,000 円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>471,000 円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>532,000 円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>607,000 円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>709,000 円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>829,000 円</u></td></tr></tbody></table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とある</p>	号給	給料月額	1	<u>371,000 円</u>	2	<u>419,000 円</u>	3	<u>471,000 円</u>	4	<u>532,000 円</u>	5	<u>607,000 円</u>	6	<u>709,000 円</u>	7	<u>829,000 円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>370,000 円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>418,000 円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>470,000 円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>531,000 円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>606,000 円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>708,000 円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>828,000 円</u></td></tr></tbody></table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>6 月に支給する場合には 100 分の 122.5</u>、<u>12 月に支給する場合には</u></p>	号給	給料月額	1	<u>370,000 円</u>	2	<u>418,000 円</u>	3	<u>470,000 円</u>	4	<u>531,000 円</u>	5	<u>606,000 円</u>	6	<u>708,000 円</u>	7	<u>828,000 円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>371,000 円</u>																																
2	<u>419,000 円</u>																																
3	<u>471,000 円</u>																																
4	<u>532,000 円</u>																																
5	<u>607,000 円</u>																																
6	<u>709,000 円</u>																																
7	<u>829,000 円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>370,000 円</u>																																
2	<u>418,000 円</u>																																
3	<u>470,000 円</u>																																
4	<u>531,000 円</u>																																
5	<u>606,000 円</u>																																
6	<u>708,000 円</u>																																
7	<u>828,000 円</u>																																

のは「 <u>100分の160</u> 」とする。	ては <u>100分の137.5</u> 』とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。
---------------------------	--

第7条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>6月に支給する場合には100分の122.5, 12月に支給する場合には100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の160</u> 」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の取手市職員の給与に関す

る条例の規定に基づいて支給された給与（取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。）付則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第4条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年条例第4号）付則第2項及び第3項の規定に基づいて支給された給与を含む。）又は第6条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例付則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例付則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例付則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（市規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第 8 号

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 59 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

農業委員会等に関する法律が改正され、各地域における農地利用の最適化を推進するために農地利用最適化推進委員が新設されるとともに、行政不服審査法が改正され、より公正な手続により権利利益の救済を図るために行政不服審査会が新設されることに伴い、これらの委員の報酬及び旅費の額を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表(第1条, 第5条関係)		
職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から農業委員会の部まで	(略)	(略)
固定資産評価審査委員会委員の部から特別職報酬等審議会の部まで	(略)	(略)
情報公開及び個人情報保護審査会の部から非常勤の嘱託員の部まで	(略)	(略)
備考 (略)		

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表(第1条, 第5条関係)		
職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から農業委員会の部まで	(略)	(略)
<u>農地利用最適化推進委員</u>	<u>〃</u> 49,000	<u>〃</u>
固定資産評価審査委員会委員の部から特別職報酬等審議会の部まで	(略)	(略)
<u>行政不服審査会</u>	<u>会長</u>	<u>〃</u> 6,700
	<u>委員</u>	<u>〃</u> 6,300

情報公開及び個人情報保護審査会の部 から非常勤の嘱託員の部まで	(略)	(略)
備考 (略)		

付 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第9号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が施行されることに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を新設し、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の区分内容を整理するほか、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の区分をより細分化するとともに、公文書等複写手数料及び図書館資料複写手数料を新たに手数料として位置付けるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

(取手市手数料条例の一部改正)

第1条 取手市手数料条例(平成11年条例第23号)の一部を次のように改正する。
別表第1第34号及び第35号を次のように改める。

<p>(34) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下この号において「省令」という。)第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかの審査をいう。以下同じ。)を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 一戸建ての住宅 1件の申請につき 45,000円 (イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1件の申請 (同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が5戸以内のときは108,000円、5戸を超え10戸以内のときは173,000円、10戸を超え30戸以内のときは342,000円、30戸を超え50戸以内のときは612,000円、50戸を超え100戸以内のときは1,053,000円、100戸を超え200戸以内のときは1,949,000円、200戸を超え300戸以内のときは2,784,000円、300戸を超えるとときは3,411,000円</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であつて、事前に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による技術的審査を受けた証明がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 一戸建ての住宅 1件の申請につき 6,000円 (イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1件の申請 (同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が5戸以内のときは12,000円、5戸を超え10戸以内のときは</p>
--	---------------------------	---

		<p>22,000 円, 10 戸を超え 30 戸以内のときは 31,000 円, 30 戸を超え 50 戸以内のときは 58,000 円, 50 戸を超え 100 戸以内のときは 100,000 円, 100 戸を超え 200 戸以内のときは 166,000 円, 200 戸を超え 300 戸以内のときは 204,000 円, 300 戸を超えるときは 217,000 円</p> <p>ウ 省令第 1 条各項の国土交通大臣が定める措置 に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適 用する住宅である場合(建築基準関係規定適合 審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であつ て, 事前に登録住宅性能評価機関による住宅性 能評価を受けたものにあつては, 次の(ア)又は (イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に 定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件の申請につき 18,000 円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1 件の申請 (同一の住宅について同時に 2 以上の申請が 行われる場合にあつては, 当該 2 以上の申請) につき, 当該住宅の総戸数が 5 戸以内のとき は 59,000 円, 5 戸を超え 10 戸以内のときは 93,000 円, 10 戸を超え 30 戸以内のときは 178,000 円, 30 戸を超え 50 戸以内のときは 301,000 円, 50 戸を超え 100 戸以内のときは 468,000 円, 100 戸を超え 200 戸以内のときは 847,000 円, 200 戸を超え 300 戸以内のときは 1,160,000 円, 300 戸を超えるときは 1,403,000 円</p> <p>エ 省令第 1 条各項の国土交通大臣が定める措置 に係る住宅を増築し, 又は改築しようとする場 合の基準を適用する住宅である場合(建築基準 関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を 除く。)にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる 区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件の申請につき 68,000 円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1 件の申請 (同一の住宅について同時に 2 以上の申請が 行われる場合にあつては, 当該 2 以上の申請) につき, 当該住宅の総戸数が 5 戸以内のとき は 162,000 円, 5 戸を超え 10 戸以内のときは 259,000 円, 10 戸を超え 30 戸以内のときは 513,000 円, 30 戸を超え 50 戸以内のときは 919,000 円, 50 戸を超え 100 戸以内のときは 1,580,000 円, 100 戸を超え 200 戸以内のとき は 2,923,000 円, 200 戸を超え 300 戸以内の ときは 4,177,000 円, 300 戸を超えるときは 5,117,000 円</p> <p>オ 省令第 1 条各項の国土交通大臣が定める措置</p>
--	--	---

		<p>に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であって、事前に登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた証明がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件の申請につき 9,000 円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1 件の申請(同一の住宅について同時に 2 以上の申請が行われる場合にあつては、当該 2 以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が 5 戸以内のときは 18,000 円、5 戸を超え 10 戸以内のときは 32,000 円、10 戸を超え 30 戸以内のときは 47,000 円、30 戸を超え 50 戸以内のときは 88,000 円、50 戸を超え 100 戸以内のときは 151,000 円、100 戸を超え 200 戸以内のときは 249,000 円、200 戸を超え 300 戸以内のときは 306,000 円、300 戸を超えるときは 326,000 円</p> <p>カ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アからオまでに規定する額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当しない場合 建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認申請等手数料の額に建築設備確認申請等手数料の額を加算した額</p> <p>(イ) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合 (ア)の規定により算定した額に、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該建築物のうち構造計算適合性判定を要する部分につき、当該 a 又は b に定める額を加算した額</p> <p>a 建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの構造計算が同項第 2 号イ又は第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたとき 当該構造計算適合性判定を要する部分の床面積が 1,000 平方メートル以内のときは 118,000 円、1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のときは 147,000 円、2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のときは 161,000 円、10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のときは 204,000 円、50,000 平方メートルを超えるときは 347,000 円</p> <p>b 建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イの構造</p>
--	--	---

		<p>計算が同号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたとき 当該構造計算適合性判定を要する部分の床面積が1,000平方メートル以内のときは171,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは228,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは262,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは346,000円、50,000平方メートルを超えるときは636,000円</p>
<p>(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあつては、前号アからオまでに規定する額に2分の1を乗じて得た額 イ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アに規定する額に、前号カ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p>

別表第1第86号中「この号において」を削り、同表中第104号を第107号とし、第88号から第103号までを3号ずつ繰り下げ、第87号の次に次の3号を加える。

<p>(88) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下この号から第90号までにおいて同じ。)である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る単位住戸が1の場合 4,000円</p> <p>b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、</p>
---	--------------------------------	---

	<p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円, 25,000平方メートル以上のときは167,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円</p> <p>b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300</p>
--	--

	<p>平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る建築物について, 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>b 申請に係る建築物について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては, ア又はイに規定する額に,</p>
--	---

		<p>この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額を加算した額</p>
<p>(89) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る単位住戸が1の場合 2,000円</p> <p>b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは11,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは33,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは53,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは67,000円, 25,000平方メートル以上のときは83,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a又はbに規定する額</p>

	<p>a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る建築物について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円, 25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>b 申請に係る建築物について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の</p>
--	--

		<p>床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p>
<p>(90) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この号において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合していることを証する書面(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。以下この号において「適合証」という。)がある場合にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 4,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円、25,000平方メートル以上のときは167,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>イ 適合証がない場合にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から</p>

	<p>(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この号において「省令」という。)第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号において「性能基準」という。)による場合 200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円</p> <p>b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 200平方メートル未満のときは15,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円, 5,000平方メートル以上のときは130,000円</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1号イに定める基準による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上</p>
--	---

		<p>5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>b 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 省令第1条第1号ロに定める基準による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p>
--	--	---

別表第1に次のように加える。

(108) 前各号に掲げるもの以外の公文書, 公簿, 図面等の写しの交付	公文書等複写手数料	<p>用紙に白黒で複写し, 又は出力したものの交付 1枚につき10円</p> <p>用紙にカラーで複写し, 又は出力したものの交付 1枚につき40円</p> <p>この場合において, 日本工業規格A列3番(以下「A3版」という。)の寸法を超える用紙についてはA3版の寸法の用紙を用いたときの枚数に換算して額を算定し, 両面に複写され, 又は出力された用紙については片面を1枚として額を算定する。</p>
(109) 図書館資料の写しの交付	図書館資料複写手数料	

第2条 取手市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(85)まで (略)	(略)	(略)
(86) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)又は登録住宅性能評価機関が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。) (ア)から(エ)まで (略) イ及びウ (略)
(87) (略)	(略)	(略)
(88) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イ及びウ (略)
(89) (略)	(略)	(略)

<p>(90) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この号において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合していることを証する書面(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には、登録建築物調査機関又は建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。以下この号において「適合証」という。)がある場合には、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イ (略)</p>
<p>(91) から (109) まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第 1 (第 2 条関係)

<p>手数料を徴収する事務</p>	<p>手数料の名称</p>	<p>手数料の額</p>
<p>(1) から (85) まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(86) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には登録住宅性能評価機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合には登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施</p>

		<p>しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したのものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p>
(87) (略)	(略)	(略)
(88) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p>
(89) (略)	(略)	(略)
(90) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この号において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付し</p>

		<p>た<u>もの</u>に限る。以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イ (略)</p>
(91)から(109)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第10号

取手市特別会計条例の一部を改正する条例について

取手市特別会計条例（昭和57年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

平成27年度から、日常生活圏域ごとに4か所設置した委託型の地域包括支援センターが、要支援者のケアプランの作成にかかる費用の請求及び支払を直接行うこととなったことに伴い、介護サービス特別会計を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別会計条例の一部を改正する条例

取手市特別会計条例（昭和 57 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るために設置する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 取手市介護サービス特別会計 介護サービス事業</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 取手市介護サービス特別会計の平成 27 年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

議案第 11 号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成 12 年条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

介護保険法施行令が改正されたことに伴い、取手市介護認定審査会の委員の任期を条例で定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業を平成 28 年度から実施するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。</u></p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号</u>に掲げる者 27,600円</p> <p>(2)から(14)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第9条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第14条第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体</p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号</u>に掲げる者 27,600円</p> <p>(2)から(14)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第9条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第14条第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体</p>

<p>制整備の必要性等に鑑み, その円滑な実施を図るため, 平成 27 年 4 月 1 日から <u>平成 28 年 3 月 31 日</u> までの間に行わず, <u>平成 28 年 4 月 1 日</u> から行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療介護総合確保推進法附則第 14 条第 4 項の規定に基づき, 法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については, その事業の実施に必要な準備のため, 平成 27 年 4 月 1 日から <u>平成 28 年 3 月 31 日</u> までの間に行わず, <u>平成 28 年 4 月 1 日</u> から行うものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>制整備の必要性等に鑑み, その円滑な実施を図るため, 平成 27 年 4 月 1 日から <u>平成 29 年 3 月 31 日</u> までの間に行わず, <u>平成 29 年 4 月 1 日</u> から行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療介護総合確保推進法附則第 14 条第 4 項の規定に基づき, 法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については, その事業の実施に必要な準備のため, 平成 27 年 4 月 1 日から <u>平成 30 年 3 月 31 日</u> までの間に行わず, <u>平成 30 年 4 月 1 日</u> から行うものとする。</p> <p>4 (略)</p>
---	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし, 付則第 9 条第 1 項及び第 3 項の改正規定は, 公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた取手市介護認定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については, なお従前の例による。

議案第12号

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する厚生労働省令（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）が改正されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準を参酌して同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで（略）</p> <p><u>第3章の2 地域密着型通所介護</u></p> <p><u>第1節 基本方針(第60条の2)</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準(第60条の3・第60条の4)</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準(第60条の5)</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準(第60条の6～第60条の20)</u></p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針(第60条の21・第60条の22)</u></p> <p><u>第2款 人員に関する基準(第60条の23・第60条の24)</u></p> <p><u>第3款 設備に関する基準(第60条の25・第60条の26)</u></p> <p><u>第4款 運営に関する基準(第60条の27～第60条の38)</u></p> <p>第4章から付則まで（略） （心身の状況等の把握）</p> <p>第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで（略）</p> <p>第4章から付則まで（略） （心身の状況等の把握）</p> <p>第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって</p>

は、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第 13 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第 60 条の 6、第 60 条の 28 及び 第 60 条の 29 において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 17 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。))第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 18 条 指定定期巡回・随時対応型訪問

は、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第 13 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第 68 条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 17 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。))第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第 8 条第 23 項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 18 条 指定定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

（管理者等の責務）

第31条（略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3（略）

（地域との連携等）

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3か月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

（管理者等の責務）

第31条（略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3（略）

（地域との連携等）

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 から 4 まで (略)

(管理者等の責務)

第 55 条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

第 60 条 (略)

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 60 条の 2 指定地域密着型サービスに

該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 60 条の 3 指定地域密着型通所介護の

事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第 4 節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所

2 から 4 まで (略)

(管理者等の責務)

第 55 条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

第 60 条 (略)

介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事

業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)
の数が15人までの場合にあつては1以上, 15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては, 前項の規定にかかわらず, 看護職員及び介護職員の員数を, 指定地域密着型通所介護の単位ごとに, 当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は, 指定地域密着型通所介護の単位ごとに, 第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては, 同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を, 常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず, 介護職員は, 利用者の処遇に支障がない場合は, 他の指定地域密着型通所介護の

単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 60 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 60 条の 5 指定地域密着型通所介護事

業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備のうち、次の各号に掲げる設備については、当該各号に定める基準を満たすものでなければならない。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、食堂及び機能訓練室を同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第 1 項に規定する設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に

当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

- 第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定

地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第 60 条の 8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、

サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望にそって適切に提供するものとする。この場合において、特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成し

た際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(管理者の責務)

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供することができるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務にあつては、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器そ

の他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他地域との交流を図らなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者

からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に速やかに当該事故に関し報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じ、必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものと

する。

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 60 条の 21 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第 60 条の 31 に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 60 条の 22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者

の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 60 条の 23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が 1.5 に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち 1 人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第 60 条の 24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために

必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所
は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所
は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第60条の27 指定療養通所介護事業者

は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 60 条の 34 に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第 60 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第 60 条の 28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第 60 条の 29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス

を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を

行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望にそって適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画

書をいう。以下この節において同じ。）
が作成されている場合は、当該訪問看護
計画書の内容との整合を図りつつ、作成
しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、
療養通所介護計画の作成に当たっては、
その内容について利用者又はその家族
に対して説明し、利用者の同意を得なけ
ればならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、
療養通所介護計画を作成した際には、当
該療養通所介護計画を利用者に交付し
なければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利
用者について、療養通所介護計画に従っ
たサービスの実施状況及び目標の達成
状況の記録を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 60 条の 32 指定療養通所介護事業者
は、現に指定療養通所介護の提供を行っ
ているときに利用者の病状の急変が生
じた場合等に備え、主治の医師ととも
に、その場の対応策(以下この節におい
て「緊急時等の対応策」という。)につ
いて利用者ごとに検討し、緊急時等の対
応策をあらかじめ定めておかなければ
ならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等
の対応策について、利用者及びその家族
に対して十分に説明し、利用者及びその
家族が安心してサービスを利用するこ
とができるよう配慮しなければならない。
い。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養
通所介護の提供を行っているときに利
用者の病状の急変が生じた場合その他
必要な場合は、緊急時等の対応策に基づ

き、速やかに主治の医師又は第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携を図りながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第 60 条の 33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者
は、指定療養通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定療養通所介護の利用定員
 - (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他運営に関する重要事項
- (緊急時対応医療機関)

第 60 条の 35 指定療養通所介護事業者
は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第 60 条の 36 指定療養通所介護事業者
は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属す

る者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6か月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第 60 条の 37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2

項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

(準用)

第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで，第 17 条から第 19 条まで，第 21 条，第 23 条，第 29 条，第 35 条から第 39 条まで，第 42 条，第 60 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)，第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は，指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において，第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と，第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と，第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と，「6 か月」とあるのは「12 か月」と，同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては，利用者の状態に応じて」と，第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

第 61 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は，要介護状態となった場合においても，その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態

第 61 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は，要介護状態となった場合においても，その認知症(法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利

にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(利用定員等)

第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを

用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(利用定員等)

第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 19 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを

いう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第68条及び第69条 削除

いう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第68条 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第69条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係

る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前 2 項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 3 号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第 70 条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第 73 条 削除

(運営規程)

第 74 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) から (3) まで (略)

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第 62 条第 4 項又は第 66 条第 1 項の利用定員をいう。)

(5) から (10) まで (略)

第 75 条から第 79 条まで 削除

第 70 条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(管理者の責務)

第 73 条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 74 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) から (3) まで (略)

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第 62 条第 4 項又は第 66 条第 1 項の利用定員をいう。第 76 条において同じ。)

(5) から (10) まで (略)

(勤務体制の確保等)

第 75 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供することができるよう、指定認知症対応型通所介護事業所

ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務にあつては、この限りでない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努め

なければならない。

(地域との連携等)

第 79 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 79 条の 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に速やかに当該事故に関し報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第 64 条第 4 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じ、必要な措置

(記録の整備)

第 80 条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

(5) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(6) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 81 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 6、第 60 条の 7、第 60 条の 11 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 64 条第 4 項」と読み替えるものとする。

を講じなければならない。

(記録の整備)

第 80 条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

(5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第 81 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条及び第 54 条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(心身の状況等の把握)

第 88 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第 83 条第 12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 94 条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第 106 条 削除

(心身の状況等の把握)

第 88 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第 83 条第 12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 94 条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第 8 条第 23 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域との連携等)

第 106 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を

(記録の整備)

第 108 条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (7) まで (略)

(8) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

聴く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他地域との交流を図らなければならない。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 108 条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (7) まで (略)

(8) 第 106 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 109 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16 及び第 60 条の 17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 か月」とあるのは「2 か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第 110 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居(法第 8 条第 20 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能

第 109 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 73 条、第 75 条及び第 78 条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第 75 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 73 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と読み替えるものとする。

第 110 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居(法第 8 条第 19 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能

力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の整備)

第 128 条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (6) まで (略)

(7) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 129 条 第 10 条, 第 11 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 23 条, 第 29 条, 第 35 条から第 37 条まで, 第 39 条, 第 41 条, 第 42 条, 第 60 条の 11, 第 60 条の 16, 第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで, 第 100 条, 第 103 条及び第 105 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 123 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 か月」とあるのは「2 か月」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 103 条中「指定小規模多

力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の整備)

第 128 条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (6) まで (略)

(7) 次条において準用する第 106 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 129 条 第 10 条, 第 11 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 23 条, 第 29 条, 第 35 条から第 37 条まで, 第 39 条, 第 41 条, 第 42 条, 第 73 条, 第 78 条, 第 100 条, 第 103 条, 第 105 条及び第 106 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 123 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 73 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 103 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第 106 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護

機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第 130 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第 8 条第 21 項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第 149 条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完了の日から 5 年間保存しなければならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

について知見を有する者と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第 130 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第 8 条第 20 項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第 149 条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完了の日から 5 年間保存しなければならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 次条において準用する第 106 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第150条 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第35条から第39条まで, 第41条, 第42条, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の16, 第60条の17 第1項から第4項まで及び第100条の規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と, 「6か月」とあるのは「2か月」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は, 地域密着型施設サービス計画(法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき, 可能な限り, 居宅における生活への復帰を念頭に置いて, 入浴, 排せつ, 食事等の介護, 相談及び援助, 社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話, 機能訓練, 健康管理及び療養上の世話を行うことにより, 入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。

第150条 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第35条から第39条まで, 第41条, 第42条, 第73条, 第77条, 第78条, 第100条及び第106条第1項から第4項までの規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と, 第73条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と, 第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と, 「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は, 地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき, 可能な限り, 居宅における生活への復帰を念頭に置いて, 入浴, 排せつ, 食事等の介護, 相談及び援助, 社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話, 機能訓練, 健康管理及び療養上の世話を行うことにより, 入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。

2 及び 3 (略)

(従業者の員数)

第 152 条 (略)

2 から 12 まで (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。), 指定短期入所生活介護事業所等,指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては, 当該併設される事業所の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。

14 から 17 まで (略)

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 167 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 入所者について, 病院又は診療所に入院する必要がある場合であって, 入院後おおむね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは, その者及びその家族の希望等を勘案し, 必要に応じて適切な便宜を供与するとともに, やむを得ない事情がある場合を除き, 退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(衛生管理等)

第 173 条 (略)

2 及び 3 (略)

(従業者の員数)

第 152 条 (略)

2 から 12 まで (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。), 指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては, 当該併設される事業所の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。

14 から 17 まで (略)

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 167 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 入所者について, 病院又は診療所に入院する必要がある場合であって, 入院後おおむね 3 月以内に退院することが明らかに見込まれるときは, その者及びその家族の希望等を勘案し, 必要に応じて適切な便宜を供与するとともに, やむを得ない事情がある場合を除き, 退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(衛生管理等)

第 173 条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)から(4)まで (略)

(記録の整備)

第178条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)から(4)まで (略)

(記録の整備)

第178条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第

業者」と、第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 か月」とあるのは「2 か月」と読み替えるものとする。

(準用)

第 191 条 第 10 条, 第 11 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 23 条, 第 29 条, 第 35 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 42 条, 第 60 条の 11, 第 60 条の 15, 第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで, 第 155 条から第 157 条まで, 第 160 条, 第 163 条, 第 165 条から第 169 条まで及び第 173 条から第 178 条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 188 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない

14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 73 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 106 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(準用)

第 191 条 第 10 条, 第 11 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 23 条, 第 29 条, 第 35 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 42 条, 第 73 条, 第 77 条, 第 106 条第 1 項から第 4 項まで, 第 155 条から第 157 条まで, 第 160 条, 第 163 条, 第 165 条から第 169 条まで及び第 173 条から第 178 条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 188 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合で

等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 か月」とあるのは「2 か月」と、第 169 条中「第 160 条」とあるのは「第 191 条において準用する第 160 条」と、同条第 5 号中「第 159 条第 5 項」とあるのは「第 184 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 179 条」とあるのは「第 191 条」と、同条第 7 号中「第 177 条第 3 項」とあるのは「第 191 条において準用する第 177 条第 3 項」と、第 178 条第 2 項第 2 号中「第 157 条第 2 項」とあるのは「第 191 条において準用する第 157 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 159 条第 5 項」とあるのは「第 184 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 191 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 191 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第 203 条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (9) まで (略)

(10) 次条において準用する第 60 条の

あつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 73 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 106 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第 169 条中「第 160 条」とあるのは「第 191 条において準用する第 160 条」と、同条第 5 号中「第 159 条第 5 項」とあるのは「第 184 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 179 条」とあるのは「第 191 条」と、同条第 7 号中「第 177 条第 3 項」とあるのは「第 191 条において準用する第 177 条第 3 項」と、第 178 条第 2 項第 2 号中「第 157 条第 2 項」とあるのは「第 191 条において準用する第 157 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 159 条第 5 項」とあるのは「第 184 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 191 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 191 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第 203 条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (9) まで (略)

(10) 次条において準用する第 106 条

17 第 2 項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

(準用)

第 204 条 第 10 条から第 14 条まで，第 21 条，第 23 条，第 29 条，第 35 条から第 39 条まで，第 41 条，第 42 条，第 60 条の 11，第 60 条の 13，第 60 条の 16，第 60 条の 17，第 88 条から第 91 条まで，第 94 条から第 96 条まで，第 98 条，第 99 条，第 101 条から第 105 条まで及び第 107 条の規定は，指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と，同項及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と，第 60 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と，「6 か月」とあるのは「2 か月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と，第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第 107 条中「第 83 条第 6 項」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

第 2 項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

(準用)

第 204 条 第 10 条から第 14 条まで，第 21 条，第 23 条，第 29 条，第 35 条から第 39 条まで，第 41 条，第 42 条，第 73 条，第 75 条，第 78 条，第 88 条から第 91 条まで，第 94 条から第 96 条まで，第 98 条，第 99 条及び第 101 条から第 107 条までの規定は，指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と，同項及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり，第 75 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり，並びに第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第 107 条中「第 83 条第 6 項」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第71号）附則第4条第1項に規定する別段の申出を行った上で、施行日からこの条例による改正後の取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、改正後の条例第87条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

議案第13号

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する厚生労働省令（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）が改正されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準を参酌して同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は，指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに，指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに，1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)，指定地域密着型サービス(法42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)，指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)，指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)，指定地</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は，指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに，指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに，1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)，指定地域密着型サービス(法42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)，指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)，指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)，指定地</p>

域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、

域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(地域との連携等)

第40条

当該記録を公表しなければならない。

3 及び 4 (略)

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 41 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (5) まで (略)

(6) 前条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 63 条 削除

1 及び 2 (略)

(記録の整備)

第 41 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) から (5) まで (略)

(地域との連携等)

第 63 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議

による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等、地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 65 条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(記録の整備)

第 65 条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告, 評価, 要望, 助言等の記録

(準用)

第66条 第12条から第16条まで, 第22条, 第24条, 第25条, 第27条, 第29条, 第32条から第37条まで, 第38条(第4項を除く。)から第40条までの規定は, 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と, 「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と, 第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と, 「6か月」とあるのは「2か月」と, 「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第86条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は, 利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関し, 次に掲げる記録を整備し, その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 第63条第2項に規定する報告, 評価, 要望, 助言等の記録

(準用)

第66条 第12条から第16条まで, 第22条, 第24条, 第25条, 第27条, 第29条, 第32条から第37条まで, 第38条(第4項を除く。)及び第39条の規定は, 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と, 「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と, 第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第86条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は, 利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関し, 次に掲げる記録を整備し, その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に，地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第71号）附則第4条第1項に規定する別段の申出を行った上で，施行日からこの条例による改正後の取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は，平成30年3月31日までの間，改正後の条例第49条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

議案第14号

取手市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について

取手市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方消費者行政の基盤強化等のため、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律において消費者安全法が改正されたことを踏まえ、消費生活センターの組織及び運営等の基準について、消費者安全法施行規則（内閣府令）の規定を参酌して条例で定めるため、本条例を制定するものです。

取手市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）

第10条の2第1項の規定に基づき、取手市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

2 消費生活センター長は、消費生活センターの事務を掌理する。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、消費生活相談員を置くものとする。

2 前項に規定する消費生活相談員のうち1人以上は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(研修の機会の確保)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第15号

取手市建築審査会条例の一部を改正する条例について

取手市建築審査会条例(昭和61年条例第32号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第五次地方分権一括法)による建築基準法の改正に伴い、これまで同法で定められていた建築審査会の委員の任期等を市の条例で定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築審査会条例の一部を改正する条例

取手市建築審査会条例（昭和61年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)</p> <p>第83条の規定に基づき、取手市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、<u>委員の任期</u>、議事その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p><u>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うものとする。</u></p> <p><u>第4条から第9条まで</u> (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)</p> <p>第83条の規定に基づき、取手市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第3条から第8条まで</u> (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた取手市建築審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。

議案第16号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

火災予防に関する総務省令（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令）の一部が改正されたことを踏まえ、ガスグリドル付コンロ及び5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器を対象火気設備等に追加するほか、規定の表現の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条，第18条関係）

種 類					入 力	離隔距離(cm)				備考
						上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100		
	開放炉以外		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	15注	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが，合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。
				内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	60	—	
			浴室外設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて，かつ，ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	15	15	

			外がまでバーナー取出口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	15
			内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	—
	密閉式			21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	2	2
	屋外用			21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	4.5注	—	4.5
			内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	—	—
		浴室外設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5

				外がまでバーナー取出口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5		
				内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—		
			密閉式		21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	—	2		
			屋外用		21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			39kW以下	60	15	15	15		
		不燃			39kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1:風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2:ダクト接続型以外の場合に

液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	あつては100cmとする。	
					26kWを超え70kW以下	100	15	100	注1		15
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150		
				強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
		密閉式		強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5		
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150		
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		
			密閉式		強制給排気型	26kW以下	50	5	—		5
	上記に分類されないもの					—	100	60	60		注2
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	注	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15	注	15		注
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0			
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0			
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200		

				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合		7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合		7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式		12kWを超え42kW以下		—	15	15	15	
					12kW以下		—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式		42kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合		42kW以下	60	15	15	15		
			フードを付ける場合		42kW以下	15	15	15	15		
		不燃	開放式	フードを付けない場合		7kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合		7kW以下	10	4.5	—	4.5	
			半密閉式		42kW以下		—	4.5	—	4.5	
	密閉式		42kW以下		4.5	4.5	—	4.5			
	屋外用		フードを付けない場合		42kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合		42kW以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外	12kWを超え70kW以下		60	15	15	15			
			12kW以下		40	4.5	15	4.5			
		不燃	12kWを超え70kW以下		50	5	—	5			
12kW以下			20	1.5	—	1.5					
上記に分類されないもの					23kWを超える	120	45	150	45		
					23kW以下	120	30	100	30		
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型, つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	注	

	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型, つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15
		不燃	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5
	上記に分類されないもの					—	150	100	150	100	
	乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
				開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
		上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸設	気体燃料	不燃以外	開放式		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
						フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
					瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
						フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5

備	不燃	半密閉式		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5			
		密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0		
		壁掛け型, 据置型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
		屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15		
		開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5		
		瞬間型	瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5		
	半密閉式				12kW以下	—	4.5	—	4.5		
	密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
		瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0			
			壁掛け型, 据置型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外			12kW以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃			12kW以下	20	1.5	—	1.5		
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式		常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
			瞬間型				12kWを超え70kW以下	—	15	15	15
		密閉式	常圧貯蔵型				12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型			12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
		壁掛け型, 据置型				12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	

	不燃	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15		
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15		
		半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下		—	4.5	—		4.5
			瞬間型		12kWを超え70kW以下		—	4.5	—		4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下		4.5	4.5	—		4.5
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下		—	0	—		0
	壁掛け型, 据置型			12kWを超え70kW以下		4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下		30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下		10	4.5	—	4.5		
		瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下		30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下		10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			12kWを超え70kW以下		60	15	15		15
		不燃			12kWを超え70kW以下		50	5	—		5
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15		
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1:熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2:方向性を有するものにおいて
					全周放射型	7kW以下	100	100	100	100	
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	注1	4.5	
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5		
				全周放射型	7kW以下	80	80	80	80		

			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5	は 100cm とす る。		
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
液体燃料	不燃 以外	開放式		放射型	7kW以下	100	50	100	20			
				自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100			
					7kW以下	100	50	50	50			
				強制対流型	温風を前方向 に吹き出すも の	12kW以下	100	15	100		15	
						温風を全周方 向に吹き出す もの	7kWを超え12kW以下	100	150		150	150
					7kW以下		100	100	100		100	
			不燃	開放式		放射型	7kW以下	80	30		—	5
						自然対流型	7kWを超え12kW以下	120	100		—	100
	7kW以下	80			30		—	30				
	強制対流型	温風を前方向 に吹き出すも の			12kW以下	80	5	—	5			
					温風を全周方 向に吹き出す もの	7kWを超え12kW以下	80	150	—		150	
		7kW以下				80	100	—	100			
固体燃料					—	100	50 注2	50 注2	50 注2			

調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
						卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15	15	
					加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
					卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
					炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10		
			圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10				
		不燃	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	80	0	—	0	
						卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0	
					加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
					卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5		

					炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5	
					圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15		
		不燃			6kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料			—	100	30	30	30			
電気 温風機	電気	不燃以外			2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹出方向にあっては60cmとする。	
		不燃			2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気 調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ，電気レンジ，電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2：機器本体上方	
						—	20 注1	—	20 注1		
						—	10 注2	—	10 注2		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
						—	15 注1	—	15 注1		
						—	10 注2	—	10 注2		

				4. 8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2	の側方又は後方の離隔距離(こ んろ部分が電磁 誘導加熱式調理 器の場合におけ る発熱体の外周 からの距離)を 示す。
					—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5. 8kW以下(1口当たり3. 3kW以下)	100	2	2	2	
					—	10 注2	—	10 注2	
	不燃	電気こんろ, 電気レンジ, 電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4. 8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	—	0	
					—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5. 8kW以下(1口当たり3. 3kW以下)	80	0	—	0	
					—	0 注2	—	0 注2	
電気天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注:排気口面に あつては10cmと する。
		不燃		2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注:排気口面に あつては10cmと する。
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	

電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5		
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	80	—	80		
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0		
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機, 食器乾燥機, 食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1: 前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注2: 排気口面にあっては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機, 食器乾燥機, 食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- (1) 「気体燃料」, 「液体燃料」, 「固体燃料」及び「電気」は, それぞれ, 気体燃料を使用するもの, 液体燃料を使用するもの, 固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- (2) 「不燃以外」の欄は, 対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

(3)「不燃」の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

付 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 17 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
	終点 (番地先)			最小 (m)
1-4724 号線	井野三丁目 3711-1	59.44		12.77
	井野三丁目 3710-5			5.00

平成 28 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第18号

平成27年度取手市一般会計補正予算（第5号）

平成27年度取手市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,738,634千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

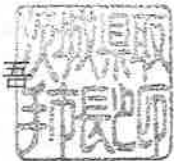
- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

- 第3条 既定の地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 配 当 割 交 付 金		107,000	△ 22,000	85,000
	1 配 当 割 交 付 金	107,000	△ 22,000	85,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		53,000	27,000	80,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	53,000	27,000	80,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,480,000	100,000	1,580,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,480,000	100,000	1,580,000
10 地 方 交 付 税		5,645,897	24,232	5,670,129
	1 地 方 交 付 税	5,645,897	24,232	5,670,129
12 分 担 金 及 び 負 担 金		253,619	△ 25,704	227,915
	1 負 担 金	253,619	△ 25,704	227,915
13 使 用 料 及 び 手 数 料		995,244	△ 68,161	927,083
	1 使 用 料	911,211	△ 68,161	843,050
14 国 庫 支 出 金		4,289,043	651,919	4,940,962
	1 国 庫 負 担 金	3,589,759	144,281	3,734,040
	2 国 庫 補 助 金	673,938	507,638	1,181,576
15 県 支 出 金		2,387,486	△ 94,838	2,292,648
	1 県 負 担 金	1,371,429	△ 24,285	1,347,144
	2 県 補 助 金	792,648	△ 60,482	732,166
	3 県 委 託 金	223,409	△ 10,071	213,338
16 財 産 収 入		79,881	2,227	82,108
	2 財 産 売 払 収 入	43,455	2,227	45,682
17 寄 附 金		7,052	4,785	11,837

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	7,052	4,785	11,837
18 繰 入 金		859,958	△ 67,306	792,652
	1 特 別 会 計 繰 入 金	109,864	516	110,380
	2 基 金 繰 入 金	750,094	△ 67,822	682,272
20 諸 収 入		1,435,969	11,388	1,447,357
	3 貸 付 金 元 利 収 入	697,319	2,472	699,791
	4 受 託 事 業 収 入	31,452	3,283	34,735
	6 雑 入	667,138	5,633	672,771
21 市 債		4,403,700	△ 282,600	4,121,100
	1 市 債	4,403,700	△ 282,600	4,121,100
歳 入	合 計	37,477,692	260,942	37,738,634

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		310,344	△ 225	310,119
	1 議 会 費	310,344	△ 225	310,119
2 総 務 費		5,519,242	46,025	5,565,267
	1 総 務 管 理 費	4,564,136	33,855	4,597,991
	2 徴 税 費	442,431	△ 400	442,031
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	267,916	20,118	288,034
	4 選 挙 費	144,392	150	144,542
	5 統 計 調 査 費	68,279	△ 7,898	60,381
	6 監 査 委 員 費	32,088	200	32,288
3 民 生 費		13,603,779	390,616	13,994,395
	1 社 会 福 祉 費	6,132,762	398,934	6,531,696
	2 児 童 福 祉 費	5,790,827	△ 61,032	5,729,795
	3 生 活 保 護 費	1,679,989	52,714	1,732,703
4 衛 生 費		1,630,512	3,215	1,633,727
	1 保 健 衛 生 費	986,487	3,115	989,602
	2 清 掃 費	644,025	100	644,125
5 農 林 水 産 業 費		238,773	△ 5,194	233,579
	1 農 業 費	238,773	△ 5,194	233,579
6 商 工 費		514,677	32,186	546,863
	1 商 工 費	514,677	32,186	546,863
7 土 木 費		4,646,971	△ 84,896	4,562,075
	1 土 木 管 理 費	190,172	2,200	192,372

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	932,705	△ 58,103	874,602
	3 都市計画費	3,471,273	△ 28,691	3,442,582
	4 住宅費	52,821	△ 302	52,519
8 消費		1,918,898	△ 18,212	1,900,686
	1 消費	1,918,898	△ 18,212	1,900,686
9 教育		4,626,066	△ 102,573	4,523,493
	1 教育総務費	605,742	250	605,992
	2 小学校費	1,877,389	△ 100,263	1,777,126
	3 中学校費	584,341	△ 2,943	581,398
	4 幼稚園費	84,715	650	85,365
	5 社会教育費	908,178	2,433	910,611
	6 保健体育費	565,701	△ 2,700	563,001
	歳出合計	37,477,692	260,942	37,738,634

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	「地方創生エコミュージアム構想」プロジェクト研究事業	1, 357
		市紹介DVD外国語版作成事業	741
		小文間公民館耐震診断調査事業	2, 787
		シティプロモーション推進事業	10, 258
		公共施設等総合管理計画策定事業	7, 874
		自治体情報システム強靱性向上事業	31, 570
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	低所得高齢者等支援臨時福祉給付金事業	349, 087
	2 児 童 福 祉 費	かたらいの郷浴場電動弁改修事業	2, 139
6 商 工 費	1 商 工 費	認定こども園施設整備費補助事業	331, 081
		創業支援事業	40, 999
7 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	取手駅前にぎわい創出事業	1, 000
		道路維持補修事業	2, 376
		西一・二丁目(市道2548号線他)道路維持事業	43, 022
		井野三丁目(市道4651号線)道路改良事業	1, 176
		双葉(市道0130号線他)道路改良事業	19, 800
		井野台四丁目(市道3276号線他)道路改良事業	10, 056
		清水(市道0142号線)道路改良事業	29, 422
		藤代箕輪前(市道0222号線)道路改良事業	26, 728
		稲向原(市道2494号線)通学路整備事業	85, 533
		井野下沼(市道4318号線他)通学路整備事業	13, 392
	稲向原(市道2759号線)通学路整備事業	23, 532	
	3 都 市 計 画 費	交通バリアフリー推進事業	10, 800
		都市計画道路3・4・3号(井野工区)整備事業	6, 197
		都市計画道路3・4・7号(台宿工区)整備事業	8, 533
8 消 防 費	1 消 防 費	耐震性貯水槽整備事業	8, 780
9 教 育 費	5 社 会 教 育 費	市民大学事業	3, 181
		ウェルネスコンサート事業	2, 000
		藤代イルミネーション事業	2, 268
		小文間公民館石綿除去事業	30, 000

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報セキュリティ強化対策事業	18,000	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
全国防災事業債	91,700			

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	173,600	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	166,800	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内	30年以内
市道整備事業	9,000				7,800			
都市排水路整備事業	92,400				82,000			
とがしら公園整備事業	18,500				20,500			
藤代駅南口2号公園整備事業	16,200				15,900			
市営住宅整備事業	6,700				5,700			
消防防災設備整備事業	64,100				62,700			
市民会館整備事業	13,500				14,700			
グリーンスポーツセンター整備事業	14,000				10,100			
合併特例債	1,721,900				1,403,600			
緊急防災・減災事業債	136,400	120,000						

(廃止)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害関連事業(地盤沈下対策分)	2,500	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
土地改良事業	9,000			
消防防災施設整備事業	19,900			
藤代公民館整備事業	4,400			

議案第19号

平成27年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ201,219千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,151,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信喜



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国 庫 支 出 金		378,700	△ 125,010	253,690
	1 国 庫 補 助 金	378,700	△ 125,010	253,690
3 県 支 出 金		42,441	△ 10,555	31,886
	1 県 補 助 金	42,441	△ 10,555	31,886
4 繰 入 金		485,451	△ 4,854	480,597
	1 他 会 計 繰 入 金	485,451	△ 4,854	480,597
7 市 債		418,000	△ 60,800	357,200
	1 市 債	418,000	△ 60,800	357,200
歳 入 合 計		1,352,280	△ 201,219	1,151,061

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事 業 費		1,090,705	△ 201,219	889,486
	2 総 務 費	135,355	900	136,255
	3 事 業 費	955,280	△ 202,119	753,161
歳 出 合 計		1,352,280	△ 201,219	1,151,061

第 2 表 継続費補正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 事業費	3 事業費	(仮称) ウェルネスプラザ 整備事業	2,056,000	平成25年度	756,000	2,000,916	平成25年度	756,000
				平成26年度	855,900		平成26年度	855,900
				平成27年度	444,100		平成27年度	389,016

第 3 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地区画整理事業に要する経費	109,387

第 4 表 地 方 債 補 正

(単位 千円)

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
取手駅北土地区画整理事業債	151,100	普通貸借	3.0%以内	30年以内	99,000	普通貸借	3.0%以内	30年以内
合 併 特 例 債	266,900	又 は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	258,200	又 は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第20号

平成27年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

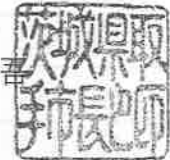
平成27年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ186,772千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,572,794千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,343,726	△ 4,475	2,339,251
	1 国庫負担金	1,976,008	△ 4,814	1,971,194
	2 国庫補助金	367,718	339	368,057
6 県支出金		680,358	△ 4,814	675,544
	1 県負担金	68,761	△ 4,814	63,947
7 共同事業交付金		2,853,969	△ 296,577	2,557,392
	1 共同事業交付金	2,853,969	△ 296,577	2,557,392
9 繰入金		803,541	119,094	922,635
	1 他会計繰入金	803,540	119,094	922,634
歳入合計		14,759,566	△ 186,772	14,572,794

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		255,714	2,500	258,214
	1 総務管理費	185,607	2,500	188,107
6 介護納付金		712,315	△ 89,445	622,870
	1 介護納付金	712,315	△ 89,445	622,870
7 共同事業拠出金		2,853,979	△ 90,839	2,763,140
	1 共同事業拠出金	2,853,979	△ 90,839	2,763,140
8 保健事業費		137,440	△ 8,988	128,452
	1 特定健康診査等事業費	95,088	△ 8,988	86,100
歳出合計		14,759,566	△ 186,772	14,572,794

議案第21号

平成27年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成27年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,103,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		923,565	38,135	961,700
	1 後期高齢者医療保険料	923,565	38,135	961,700
3 繰入金		1,101,108	13,312	1,114,420
	1 一般会計繰入金	1,101,108	13,312	1,114,420
6 県支出金			514	514
	1 県補助金		514	514
歳入合計		2,051,836	51,961	2,103,797

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		132,340	670	133,010
	1 総務管理費	129,686	670	130,356
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,892,474	51,291	1,943,765
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,892,474	51,291	1,943,765
歳出合計		2,051,836	51,961	2,103,797

議案第22号

平成27年度取手市介護保険特別会計補正予算(第4号)

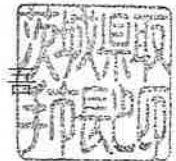
平成27年度取手市介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83,656千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,304,979千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介 護 保 険 料		1,818,951	△ 4,544	1,814,407
	1 介 護 保 険 料	1,818,951	△ 4,544	1,814,407
3 国 庫 支 出 金		1,273,786	△ 9,597	1,264,189
	1 国 庫 負 担 金	1,210,685	△ 9,905	1,200,780
	2 国 庫 補 助 金	63,101	308	63,409
4 支 払 基 金 交 付 金		1,927,437	△ 31,006	1,896,431
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,927,437	△ 31,006	1,896,431
5 県 支 出 金		1,046,186	△ 26,044	1,020,142
	1 県 負 担 金	1,014,877	△ 26,083	988,794
	3 県 補 助 金	31,308	39	31,347
7 繰 入 金		1,065,794	△ 12,465	1,053,329
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,064,182	△ 10,853	1,053,329
	2 基 金 繰 入 金	1,612	△ 1,612	0
歳 入 合 計		7,388,635	△ 83,656	7,304,979

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		219,957	26,767	246,724
	1 総務管理費	144,118	25,767	169,885
	2 徴税費	27,373	1,000	28,373
2 保険給付費		6,847,885	△ 110,738	6,737,147
	1 介護サービス等諸費	6,153,251	△ 110,738	6,042,513
3 地域支援事業費		178,443	200	178,643
	2 包括的支援事業費・任意事業費	142,627	200	142,827
4 諸支出金		122,350	115	122,465
	3 災害臨時特定入所者介護サービス費		115	115
歳 出 合 計		7,388,635	△ 83,656	7,304,979

議案第23号

平成27年度取手市介護サービス特別会計補正予算（第1号）

平成27年度取手市介護サービス特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,186千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス収入		1,942	△ 141	1,801
	1 介護給付費収入	1,942	△ 141	1,801
2 繰越金			385	385
	1 繰越金		385	385
歳入合計		1,942	244	2,186

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス事業費		1,942	△ 272	1,670
	1 介護予防サービス費	1,942	△ 272	1,670
2 繰出金			516	516
	2 介護サービス一般会計繰出金		516	516
歳出合計		1,942	244	2,186

議案第24号

平成27年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

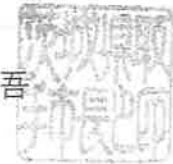
平成27年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ518,196千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ830,462千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		1,830	△ 567	1,263
	1 入 場 料 収 入	1,830	△ 567	1,263
2 車 券 発 売 収 入		1,300,000	△ 557,824	742,176
	1 車 券 発 売 収 入	1,300,000	△ 557,824	742,176
5 繰 越 金		6,000	40,151	46,151
	1 繰 越 金	6,000	40,151	46,151
6 諸 収 入		40,800	44	40,844
	2 雑 入	40,790	44	40,834
歳 入 合 計		1,348,658	△ 518,196	830,462

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		1,334,422	△ 518,196	816,226
	2 事 業 費	1,322,565	△ 518,196	804,369
歳 出 合 計		1,348,658	△ 518,196	830,462

平成28年度取手市一般会計予算

平成28年度取手市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,550,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		14,306,149
	1 市 民 税	7,471,836
	2 固 定 資 産 税	5,146,557
	3 軽 自 動 車 税	175,521
	4 市 た ば こ 税	613,989
	5 都 市 計 画 税	898,246
2 地 方 譲 与 税		309,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	219,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	90,000
3 利 子 割 交 付 金		18,000
	1 利 子 割 交 付 金	18,000
4 配 当 割 交 付 金		107,000
	1 配 当 割 交 付 金	107,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		53,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	53,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,580,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,580,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		54,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	54,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		34,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	34,000
9 地 方 特 例 交 付 金		56,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 地方特例交付金	56,000
10 地方交付税		5,611,000
	1 地方交付税	5,611,000
11 交通安全対策特別交付金		14,000
	1 交通安全対策特別交付金	14,000
12 分担金及び負担金		233,209
	1 負担金	233,209
13 使用料及び手数料		947,829
	1 使用料	865,668
	2 手数料	82,161
14 国庫支出金		4,292,267
	1 国庫負担金	3,632,575
	2 国庫補助金	584,920
	3 国庫委託金	74,772
15 県支出金		1,987,916
	1 県負担金	1,325,749
	2 県補助金	485,290
	3 県委託金	176,877
16 財産収入		44,812
	1 財産運用収入	39,810
	2 財産売却収入	5,002
17 寄附金		5,197

(単位 千円)

款	項	金額
	1 寄 附 金	5,197
18 繰 入 金		1,279,128
	1 特 別 会 計 繰 入 金	5,100
	2 基 金 繰 入 金	1,274,028
19 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
20 諸 収 入		1,144,193
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	30,001
	2 市 預 金 利 子	60
	3 貸 付 金 元 利 収 入	348,917
	4 受 託 事 業 収 入	106,152
	5 収 益 事 業 収 入	10,000
	6 雑 入	649,063
21 市 債		3,973,300
	1 市 債	3,973,300
歳 入 合 計		36,550,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		271,524
	1 議 会 費	271,524
2 総 務 費		5,010,851
	1 総 務 管 理 費	4,179,014
	2 徴 税 費	447,852
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	260,917
	4 選 挙 費	69,152
	5 統 計 調 査 費	21,690
	6 監 査 委 員 費	32,226
3 民 生 費		13,251,433
	1 社 会 福 祉 費	6,234,734
	2 児 童 福 祉 費	5,333,798
	3 生 活 保 護 費	1,682,700
	4 災 害 救 助 費	201
4 衛 生 費		1,638,296
	1 保 健 衛 生 費	1,005,261
	2 清 掃 費	633,035
5 農 林 水 産 業 費		214,432
	1 農 業 費	214,432
6 商 工 費		409,516
	1 商 工 費	409,516
7 土 木 費		4,662,744

(単位 千円)

款	項	金額
	1 土 木 管 理 費	186,623
	2 道 路 橋 り よ う 費	865,983
	3 都 市 計 画 費	3,506,236
	4 住 宅 費	103,902
8 消 防 費		1,850,175
	1 消 防 費	1,850,175
9 教 育 費		4,910,413
	1 教 育 総 務 費	601,164
	2 小 学 校 費	1,281,784
	3 中 学 校 費	799,617
	4 幼 稚 園 費	85,894
	5 社 会 教 育 費	1,541,914
	6 保 健 体 育 費	600,040
10 災 害 復 旧 費		5
	1 厚 生 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	1
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
	4 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
	5 その他公共施設, 公用施設災害復旧費	1
11 公 債 費		3,981,506
	1 公 債 費	3,981,506
12 諸 支 出 金		299,105

(単位 千円)

款	項	金額
	1 土地開発基金費	105
	2 開発公社費	299,000
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	36,550,000

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (平成 28 年度)	平成 28 年度から平成 36 年度まで	9, 400
事務用機器使用料 (平成 28 年度)	平成 28 年度から平成 33 年度まで	116, 200
固定資産税不動産鑑定及び 時点修正業務委託	平成 28 年度から平成 31 年度まで	9, 790
公共施設マネジメント 実施計画策定支援業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	3, 700
公園管理システム使用料	平成 28 年度から平成 33 年度まで	3, 350
自動体外式除細動器リース料 (平成 28 年度)	平成 28 年度から平成 33 年度まで	29, 810
学校ホームページサーバクラウド使用料	平成 28 年度から平成 33 年度まで	7, 570
教育センターシステムクラウド使用料	平成 28 年度から平成 33 年度まで	194, 590
図書館電算システム及び 学校連携システム使用料	平成 28 年度から平成 34 年度まで	209, 070
(仮称) 新取手公民館建設用地取得事業	平成 28 年度から平成 32 年度まで	用地取得費 264, 618 以内と利子に相当する額

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
かたらいの郷施設整備事業	41,200	普通貸借	3.0%以内	30年以内
さくら荘施設整備事業	36,900			
災害関連事業(地盤沈下対策分)	1,400			
土地改良事業	9,000			
農業公社設備整備事業	6,100			
商工会館施設整備事業	30,300			
市道整備事業	155,500			
都市排水路整備事業	144,700			
市営住宅整備事業	3,900			
消防防災設備整備事業	163,900			
市民会館整備事業	201,900			
グリーンスポーツセンター整備事業	15,300	又 は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
藤代スポーツセンター整備事業	25,200			
合併特例債	1,395,500			
臨時財政対策債	1,740,000			
災害援護資金貸付債	2,500			

平成28年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

平成28年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,136,387千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		20
	1 使用料	20
2 国庫支出金		258,500
	1 国庫補助金	258,500
3 県支出金		48,212
	1 県補助金	48,212
4 繰入金		540,745
	1 他会計繰入金	540,745
5 繰越金		1,100
	1 繰越金	1,100
6 諸収入		4,310
	1 市預金利子	10
	2 受託事業収入	4,300
7 市債		283,500
	1 市債	283,500
歳 入	合 計	1,136,387

歳 出

(単位 千円)

款		項	金 額
1 事 業 費			865,974
		1 審 議 会 費	70
		2 総 務 費	120,640
		3 事 業 費	745,264
2 公 債 費			269,913
		1 公 債 費	269,913
3 予 備 費			500
		1 予 備 費	500
歳 出 合 計			1,136,387

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取手駅北土地区画 整理事業債	283,500	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率の見 直しを行った後においては、当該 見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件によ る。ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えすることが できる。

議案第 27 号

平成 28 年度取手市用地先行取得事業特別会計予算

平成 28 年度取手市用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,925 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 28 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		113,925
	1 他会計繰入金	113,925
歳入合計		113,925

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		113,925
	1 公債費	113,925
歳出合計		113,925

議案第28号

平成28年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,297,194千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入	款	項	金 額
1	国民健康保険税		2,815,971
		1 国民健康保険税	2,815,971
2	使用料及び手数料		1,100
		1 手 数 料	1,100
3	国庫支出金		2,703,248
		1 国 庫 負 担 金	2,238,986
		2 国 庫 補 助 金	464,262
4	療養給付費等交付金		350,001
		1 療養給付費等交付金	350,001
5	前期高齢者交付金		3,800,879
		1 前期高齢者交付金	3,800,879
6	県支出金		672,670
		1 県 負 担 金	71,128
		2 県 補 助 金	601,542
7	共同事業交付金		2,915,872
		1 共同事業交付金	2,915,872
8	財産収入		429
		1 財 産 運 用 収 入	429
9	繰入金		899,250
		1 他 会 計 繰 入 金	899,249
		2 基 金 繰 入 金	1
10	繰越金		100,001

(単位 千円)

款	項	金額
	1 繰越金	100,001
11 諸収入		37,773
	1 延滞金, 加算金及び過料	25,000
	2 預金利子	1
	3 雑収入	12,772
歳入	合計	14,297,194

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		242,213
	1 総 務 管 理 費	181,847
	2 徴 税 費	58,954
	3 運 営 協 議 会 費	411
	4 趣 旨 普 及 費	1,001
2 保 險 給 付 費		8,404,939
	1 療 養 諸 費	7,463,200
	2 高 額 療 養 費	888,318
	3 移 送 費	400
	4 出 産 育 児 諸 費	42,021
	5 葬 祭 諸 費	11,000
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,885,297
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,885,297
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		1,959
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,959
5 老 人 保 健 拠 出 金		101
	1 老 人 保 健 拠 出 金	101
6 介 護 納 付 金		670,328
	1 介 護 納 付 金	670,328
7 共 同 事 業 拠 出 金		2,915,872
	1 共 同 事 業 拠 出 金	2,915,872
8 保 健 事 業 費		130,524

款	項	金額
	1 特定健康診査等事業費	90,978
	2 保健事業費	39,546
9 基金積立金		10,427
	1 基金積立金	10,427
10 公債費		1,083
	1 公債費	1,083
11 諸支出金		14,451
	1 償還金及び還付加算金	12,831
	2 指定公費分支出金	1,620
12 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	14,297,194

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務委託 (平成28年度)	平成28年度から平成29年度まで	特定保健指導業務委託に係る1人当たりの単価に保健指導実施人数を乗じて得た額の内、平成29年度の支出額

議案第29号

平成28年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度取手市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,177,723千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入	款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料			1,001,593
		1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	1,001,593
2 使 用 料 及 び 手 数 料			137
		1 手 数 料	137
3 繰 入 金			1,172,775
		1 一 般 会 計 繰 入 金	1,172,775
4 繰 越 金			600
		1 繰 越 金	600
5 諸 収 入			2,104
		1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	2
		2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,100
		3 預 金 利 子	1
		4 雑 入	1
6 県 支 出 金			514
		1 県 補 助 金	514
歳 入 合 計			2,177,723

款	項	金 額
1 総 務 費		143,538
	1 総 務 管 理 費	139,886
	2 徴 収 費	3,652
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,031,485
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,031,485
3 諸 支 出 金		2,200
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,100
	2 繰 出 金	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	2,177,723

議案第30号

平成28年度取手市介護保険特別会計予算

平成28年度取手市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,352,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入	項	金 額
1 介 護 保 險 料		1,831,309
	1 介 護 保 險 料	1,831,309
2 使 用 料 及 び 手 数 料		160
	1 手 数 料	160
3 国 庫 支 出 金		1,305,028
	1 国 庫 負 担 金	1,220,923
	2 国 庫 補 助 金	84,105
4 支 払 基 金 交 付 金		1,961,111
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,961,111
5 県 支 出 金		1,063,329
	1 県 負 担 金	1,021,276
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	42,052
6 財 産 収 入		91
	1 財 産 運 用 収 入	91
7 繰 入 金		1,165,591
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,090,298
	2 基 金 繰 入 金	75,293
8 繰 越 金		25,000
	1 繰 越 金	25,000
9 諸 収 入		463
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	370
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	92
歳 入 合 計		7,352,082

款	項	金額
1 総務費		169,670
	1 総務管理費	89,917
	2 徴税費	24,147
	3 介護認定審査会費	55,606
2 保険給付費		6,899,076
	1 介護サービス等諸費	6,251,328
	2 介護予防サービス等諸費	140,915
	3 その他の諸費	6,213
	4 高額介護サービス等費	134,136
	5 高額医療合算介護サービス等費	19,824
	6 特定入所者介護サービス等費	346,660
3 地域支援事業費		256,315
	1 介護予防生活支援サービス事業費	80,080
	2 一般介護予防事業費	23,836
	3 包括的支援事業費・任意事業費	151,425
	4 その他の諸費	974
4 諸支出金		7,021
	1 償還金及び還付加算金	2,021
	2 繰出金	5,000
5 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	7,352,082

議案第31号

平成28年度取手市競輪事業特別会計予算

平成28年度取手市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,348,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		1,786
	1 入 場 料 収 入	1,786
2 車 券 発 売 収 入		1,300,000
	1 車 券 発 売 収 入	1,300,000
3 車 券 発 売 副 収 入		1
	1 車 券 発 売 副 収 入	1
4 財 産 収 入		29
	1 財 産 運 用 収 入	29
5 繰 越 金		6,000
	1 繰 越 金	6,000
6 諸 収 入		40,844
	1 預 金 利 子	10
	2 雑 入	40,834
歳 入 合 計		1,348,660

歳 出

(単位 千円)

款		項	金 額
1 競 輪 事 業 費			1,334,396
	1 総	務 費	11,859
	2 事	業 費	1,322,537
2 公 債 費			84
	1 公	債 費	84
3 諸 支 出 金			10,000
	1 諸	支 出 金	10,000
4 予 備 費			4,180
	1 予	備 費	4,180
歳 出 合 計			1,348,660

取手市競輪事業特別会計予算に関する説明書

議案第32号

平成28年度取手地方公平委員会特別会計予算

平成28年度取手地方公平委員会特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ657千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金額
1 負担金		515
	1 負担金	515
2 繰越金		141
	1 繰越金	141
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入	合計	657

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		618
	1 総務費	618
2 予備費		39
	1 予備費	39
歳出	合計	657

議案第 33 号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条
例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が改正されたこと
を踏まえ、本市においても当該省令基準を参酌して同様の措置を講じるため、本条例
の一部を改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>			<p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
2階の部及び3階の部	(略)	(略)	2階の部及び3階の部	(略)	(略)
4階以上の階	常用	(略)	4階以上の階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋

	<p>内階段(ただし、同条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>
--	--

ウからクまで (略)
(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第 43 条 事業所内保育事業(利用定員が 20 人以上のものに限る。第 45 条及び第 46 条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(7)まで (略)

(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の

	<p>内階段(ただし、同条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>
--	--

ウからクまで (略)
(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第 43 条 事業所内保育事業(利用定員が 20 人以上のものに限る。第 45 条及び第 46 条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(7)まで (略)

(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の

表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階の部及び3階の部	(略)	(略)
4階以上の階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2及び3 (略)

ウからクまで (略)
付 則
第5条 (略)

表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階の部及び3階の部	(略)	(略)
4階以上の階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2及び3 (略)

ウからクまで (略)
付 則
第5条 (略)

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは，第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし，配置される保育士の数が 1 人となるときは，当該保育士に加えて，保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み，当分の間，第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については，幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を，保育士とみなすことができる。

第 8 条 付則第 6 条の事情に鑑み，当分の間，1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所 A 型等」という。)において，開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは，第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については，保育士と同等の知識及び経

験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上置かなければならない。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第28条第7号イ及び第43条第8号イの改正規定は、同年6月1日から施行する。

議案第34号

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地域包括支援センターの職員の基準に関し、介護保険法施行規則（厚生労働省令）が改正されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準を参酌して同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、<u>当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者</u>をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者に対するこの条例による改正後の取手市地

域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに

同意案第 2 号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 宮 本 裕 次

生年月日 昭和 3 9 年 1 1 月 1 0 日

住 所 取手市下高井 1 2 3 2 番地 1

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 宮 本 裕 次 (みやもと ひろつぐ)
生年月日 昭和 3 9 年 1 1 月 1 0 日 (5 1 歳)
本 籍 茨 城 県
現 住 所 取 手 市 下 高 井 1 2 3 2 番 地 1

学 歴

昭和 6 2 年 3 月 玉川大学工学部経営工学科卒業

職 歴

昭和 6 2 年 4 月 学校法人新井学園川崎若葉幼稚園
平成 元 年 4 月 学校法人宮本学園みどりが丘幼稚園
平成 1 0 年 4 月 社団法人茨城県私立幼稚園連合会理事
(平成 1 3 年 3 月まで)
平成 1 0 年 4 月 取手市幼稚園連合会副会長 現在に至る
平成 1 6 年 4 月 学校法人宮本学園みどりが丘幼稚園園長
平成 1 6 年 4 月 社団法人茨城県私立幼稚園連合会理事
(平成 1 9 年 3 月まで)
平成 2 3 年 1 1 月 学校法人宮本学園理事長 (園長兼任)
平成 2 4 年 3 月 取手市教育委員会委員 現在に至る

同意案第 3 号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を選任したいので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき，議会の同意を求める。

記

氏 名 小谷野 守男

生年月日 昭和 2 8 年 1 2 月 1 8 日

住 所 取手市大曲 7 6 1 番地

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 小谷野 守男 (こやの もりお)
生年月日 昭和28年12月18日 (62歳)
本 籍 茨城県
現 住 所 取手市大曲761番地

学 歴

昭和51年 3月 茨城大学教育学部小学校教員養成課程体育科卒業

職 歴

昭和51年 4月 龍ヶ崎市立川原代小学校 教諭
平成12年 4月 茨城県教育委員会事務局茨城県県南教育事務所
取手市教育委員会へ派遣 指導主事
平成16年 4月 取手市立取手第二中学校 教頭
平成18年 4月 取手市立取手東中学校 教頭
平成19年 1月 取手市立取手東中学校 校長
平成22年 3月 取手市立取手東中学校校長 退職
平成23年 4月 聖徳大学附属取手聖徳女子中学校・高等学校
非常勤職員
平成26年 1月 取手市立図書館協議会委員
平成27年 4月 取手市立藤代中学校学校評議員 現在に至る

同意案第4号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 天 津 一 夫

生年月日 昭和27年2月24日

住 所 取手市青柳1271番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏 名 天 津 一 夫 (あまつ かずお)
生年月日 昭和27年2月24日 (64歳)
現住所 取手市青柳1271番地
区 分 推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 2.2ヘクタール 畑 0.2ヘクタール
合計2.4ヘクタール
- ・主な作物 水稻及び露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員 (1期目)
- ・元岡堰土地改良区総代
- ・元地方公務員

同意案第5号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 塚 本 晃

生年月日 昭和21年10月4日

住 所 取手市小文間5224番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 塚本 晃 (つかもと あきら)
生年月日 昭和21年10月4日 (69歳)
現住所 取手市小文間5224番地
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 2.8ヘクタール 畑 0.8ヘクタール
合計3.6ヘクタール
- ・主な作物 水稻及び施設野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主な経歴

- ・取手市農業委員会委員 (5期目)
- ・取手市総合計画審議会委員
- ・元取手市青少年相談員

同意案第6号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 櫻 井 光 希

生年月日 昭和21年3月29日

住 所 取手市桑原1820番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 櫻井光希(さくらい こうき)
生年月日 昭和21年3月29日(69歳)
現住所 取手市桑原1820番地
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 2.2ヘクタール 畑 0.8ヘクタール
合計3ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主な経歴

- ・取手市農業委員会委員(1期目)
- ・茨城みなみ農業協同組合理事

同意案第7号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 海老原 丈夫

生年月日 昭和28年1月28日

住 所 取手市稲1026番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 海老原 丈夫 (えびはら たけお)
生年月日 昭和28年1月28日 (63歳)
現住所 取手市稲1026番地
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 畑 0.7ヘクタール
- ・主な作物 露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主な経歴

- ・取手市農業委員会委員 (3期目)
- ・茨城みなみ農業協同組合理事
- ・元地方公務員

同意案第 8 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 2 条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求め
る。

記

氏 名 篠 原 武 夫

生年月日 昭和 20 年 11 月 10 日

住 所 取手市下高井 1311 番地

平成 28 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 篠原武夫（しのはら たけお）
生年月日 昭和20年11月10日（70歳）
現住所 取手市下高井1311番地
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 1.1ヘクタール 畑 0.6ヘクタール
合計1.7ヘクタール
- ・主な作物 水稻及び露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主な経歴

- ・取手市農業委員会委員（3期目）
- ・茨城みなみ農業協同組合総代
- ・取手市農業再生協議会高井地区農家代表

同意案第9号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 寺 田 和 二

生年月日 昭和28年4月20日

住 所 取手市宮和田1863番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 寺田 和 二 (てらだ かずじ)
生年月日 昭和28年4月20日 (62歳)
現住所 取手市宮和田1863番地
区分 推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 21.2ヘクタール 畑 0.2ヘクタール
合計21.4ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員 (3期目)
- ・茨城みなみ農業協同組合理事
- ・取手市農業再生協議会相馬地区農家代表

同意案第10号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 天 津 幹 男

生年月日 昭和24年2月16日

住 所 取手市岡964番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 天津 幹 男 (あまつ みきお)
生年月日 昭和24年2月16日 (67歳)
現住所 取手市岡964番地
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 1.4ヘクタール 畑 1ヘクタール
合計2.4ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主な経歴

- ・岡堰土地改良区総代

同意案第11号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 倉 持 光 男

生年月日 昭和24年9月4日

住 所 取手市中内209番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 倉持光男(くらもちみつお)
生年月日 昭和24年9月4日(66歳)
現住所 取手市中内209番地
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 1.2ヘクタール 畑 0.2ヘクタール
合計1.4ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主な経歴

- ・取手市農業委員会委員(9期目)
- ・茨城県みなみ農業共済組合理事
- ・元取手市議会議員

同意案第12号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 平 井 忍

生年月日 昭和24年10月25日

住 所 取手市米田98番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 平井 忍 (ひらい しのぶ)
生年月日 昭和24年10月25日 (66歳)
現住所 取手市米田98番地
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 4ヘクタール 畑 0.2ヘクタール
合計4.2ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主な経歴

- ・取手市農業委員会委員 (2期目)
- ・岡堰土地改良区総代
- ・茨城県みなみ農業共済組合損害評価員

同意案第13号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 吹田 きみ子

生年月日 昭和24年6月23日

住 所 取手市小泉278番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏 名 吹田 きみ子 (ふきた きみこ)
生年月日 昭和24年6月23日 (66歳)
現住所 取手市小泉278番地
区分 推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 1.5ヘクタール 畑 0.1ヘクタール
合計1.6ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員 (1期目)
- ・元地方公務員

同意案第14号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 吉 川 道 雄

生年月日 昭和24年5月26日

住 所 取手市清水292番地1

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 吉川道雄（よしかわ みちお）
生年月日 昭和24年5月26日（66歳）
現住所 取手市清水292番地1
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 1.4ヘクタール 畑 0.5ヘクタール
合計1.9ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主な経歴

- ・取手市農業委員会委員（3期目）
- ・岡堰土地改良区理事
- ・取手市ひと・まち・しごと創生会議委員

同意案第15号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 石 川 博

生年月日 昭和24年3月16日

住 所 取手市押切109番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 石川 博 (いしかわ ひろし)
生年月日 昭和24年3月16日 (66歳)
現住所 取手市押切109番地
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 2.2ヘクタール 畑 0.3ヘクタール
合計2.5ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主な経歴

- ・岡堰土地改良区理事
- ・元岡堰土地改良区総代
- ・元藤代町中央公民館運営審議会委員

同意案第16号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 櫻 井 幸 一

生年月日 昭和23年11月7日

住 所 取手市上萱場265番地

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名 櫻井 幸一 (さくらい こういち)
生年月日 昭和23年11月7日 (67歳)
現住所 取手市上萱場265番地
区分 推薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 4.1ヘクタール 畑 0.4ヘクタール
合計4.5ヘクタール
- ・主な作物 水稻及び施設野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主な経歴

- ・茨城県みなみ農業共済組合損害評価員

同意案第17号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 牧 野 一 江

生年月日 昭和21年8月26日

住 所 取手市新取手五丁目6番1号

平成28年3月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏名	牧野 一江 (まきの かずえ)
生年月日	昭和21年8月26日 (69歳)
現住所	取手市新取手五丁目6番1号
区分	推薦

農業の状況

- ・耕作面積 なし

主な経歴

- ・取手市食生活改善推進協議会会員

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、成松 文子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名	成 松 文 子
生年月日	昭和 2 4 年 1 0 月 4 日
住 所	取手市寺田 4 6 9 9 番地 1 1

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 成 松 文 子 (なりまつ ふみこ)
生年月日 昭和 2 4 年 1 0 月 4 日 (6 6 歳)
本 籍 茨 城 県
住 所 取 手 市 寺 田 4 6 9 9 番 地 1 1

学 歴

昭和 4 3 年 3 月 熊 本 県 立 済 々 鬘 高 等 学 校 卒 業
平成 2 年 3 月 放 送 大 学 教 養 学 部 卒 業

職 歴

平成 7 年 9 月 レディースフォーラムとりで副会長
平成 8 年 4 月 取手市社会教育委員
平成 1 0 年 4 月 明日の茨城を考える女性フォーラム委員
平成 1 2 年 2 月 民生委員・児童委員
平成 1 3 年 5 月 人権擁護委員 現在に至る
平成 1 5 年 4 月 取手市社会教育指導員
平成 2 5 年 5 月 龍ヶ崎人権擁護委員協議会長 現在に至る
平成 2 5 年 5 月 茨城県人権擁護委員連合会理事 現在に至る